

航空事故調査報告書  
ウィードホッパー式 JC-31C 型超軽量動力機  
茨城県北相馬郡守谷町  
昭和61年 3 月30日

昭和62年 9 月30日  
航空事故調査委員会議決

委員長 武田 峻  
委員 薄木 正明  
委員 西村 淳  
委員 幸尾 治朗  
委員 東 昭

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

ウィードホッパー式 JC-31C 型超軽量動力機は、昭和61年 3 月30日11時05分ごろ訓練飛行のため、茨城県北相馬郡守谷町大柏の空き地を離陸したところプロペラが停止し、利根川河川敷に不時着後の滑走中に同河川敷の積み石に衝突した。

同機には操縦者ほか 1 名が搭乗していたが、両名とも重傷を負った。

同機は、中破したが、火災は発生しなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年 4 月 8 日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当

**528001**

該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

#### 1.2.2 調査の実施時期

昭和61年4月10日 現場調査

#### 1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

ウィードホッパー式 JC-31C型超軽量動力機は、事故当日、操縦者により上空の気流調査のため約10分間の飛行が行われた。

操縦者は、11時00分ごろ、同乗者を右操縦席に搭乗させ、滑走路を南に向かって離陸した。

操縦者及び目撃者の口述によれば、同機は高度約40メートルに達し、左旋回に入ったころ、エンジンの異音とともに、プロペラ駆動ベルトが後方に吹き飛び、プロペラが停止した。

操縦者は直ちにエンジンを停止し、眼下の利根川河川敷に不時着を試みた。

操縦者は、河川敷内の道に着陸し滑走中、当該道の前方からオートバイがこちらへ向かってくるのを視認したため、これを避けようとして舵を左に取り、草地を約10メートル滑走したところで、雑草に覆われていた縦約20メートル、横約20メートル、高さ約70センチメートルの積み石に衝突し、機体前部を破損して停止したとのことであった。

事故発生時刻は、11時05分ごろであった。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者及び同乗者が重傷を負った。

### 2.3 航空機の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

中 破

#### 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

サイド・シート・サポート・チューブ 折 損  
後部胴体ブレース 変 形

**528002**

ノーズ・ストラット	折 損
ノーズ・フォーク	折 損

## 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

## 2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 39歳

操縦者によれば、超軽量動力機の経験は次のとおりであった。

地上滑走	約20回
ジャンプ飛行	約55回
総飛行時間	約30分

## 2.6 航空機に関する情報

### 2.6.1 航空機

型 式	ウィードホッパー式 JC-31C 型
製造番号	5012061
製造年月日	昭和60年12月20日
飛行時間	ジャンプ飛行 約50回 場周飛行 約6時間

### 2.6.2 エンジン

型 式	ロータックス式462型
製造番号	3487504
	水冷2サイクル2気筒
	排気量 468cc
	最大馬力 52馬力/6,500RPM

### 2.6.3 燃料及び潤滑油

燃料は、自動車用レギュラ・ガソリンと2サイクル・エンジン用オイルの混合(混合比50対1)のものが使用されていた。

## 2.7 気象に関する情報

**528003**

当該空き地は、他の航空機により場外離着陸場として使用されており、風向風速計が設置されている。同地の管理者の口述によると、事故当時、天候は晴れ、南の風、風速約4メートル/秒とのことであった。

### 3 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

- 3.1.1 当時の気象状況は、事故に関連はなかったものと推定される。
- 3.1.2 事故発生まで、プロペラ駆動ベルトが切損したことを除きエンジン及び機体には異常はなかったものと推定される。
- 3.1.3 同機の飛行中のプロペラの停止は、プロペラ駆動ベルトが切損したことによるものと認められる。
- 3.1.4 同機のプロペラ駆動ベルトは、当該航空機製造者により指定されたものが使用されていた。
- 3.1.5 同機のプロペラ駆動ベルトには劣化は認められなかったことから、同駆動ベルトが切損したのは、両プーリ間のアライメントの不整合又はベルト張力の緩みによりベルトが波動して、エンジン側のプーリのつばに乗り上げたことによるものと推定される。
- 3.1.6 操縦者は、同機のプロペラが停止した際、低高度(約40メートル)であったため、離陸地点への帰投を断念して、河川敷への不時着を余儀なくされたものと推定される。
- 3.1.7 操縦者は、河川敷の草地の中にある幅約3メートルの道に不時着したが、前方からのオートバイを避けようとして左へ舵を取り草地を約10メートル滑走したところ、前方の高さ約1.5メートルの雑草の陰にあった積み石に衝突し、機体を損傷したものと推定される。

### 4 原因

本事故の原因は、同機が訓練飛行中プロペラが停止し、河川敷内の道に不時着後の滑走中、前方からのオートバイを避けようとして積み石に衝突したことによるものと推定される。

528004